

# 第3章. 上水道編

## 第6節 資 料





旧大和町

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m<sup>3</sup>につき)

種別 改定日	一般用				官庁用				基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金
	基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金							
平成 4. 4.1	10	1,100	9mを超え 14mまでの 部分	15mを超え 34mまでの 部分	15mを超え 54mまでの 部分	35mを超え 84mまでの 部分	55mを超え 84mまでの 部分	85mを超え の部分	1m <sup>3</sup> につき	円	1m <sup>3</sup> につき	100	円	1m <sup>3</sup> につき
8.11.1	10	1,175	130	140	140	140	140	140	20	1,650	130	20	1,650	130
12. 5.1	8	1,100	150	150	150	160	170	170	20	2,000	140	20	1,875	140
16. 5.1	8	1,100	180	190	190	200	210	220	20	2,000	190	20	2,000	220

新佐賀市

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m<sup>3</sup>につき)

改定日	種別	基本水量		料金		超過料金 (円/m <sup>3</sup> )		超過料金を超える部分
		m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	
平成 18.4.1	一般用	10	1,300	10mを超え 30mまでの部分	190	30mを超え 60mまでの部分	240	80mを超え 100mまでの部分
		195	280円	85mを超え 80mまでの部分	220円	155mを超え 100mまでの部分	250円	310円
		280円	(諸富地区) 100m <sup>3</sup> を超え155m未滿の部分	30mを超え 60mまでの部分	60mを超え 80mまでの部分	80mを超え 100mまでの部分	100mを超え 300mまでの部分	300m <sup>3</sup> を超える部分
		220円	240	280	310	96		
	湯屋用	1	135					
	福祉用	1	95					
	臨時給水用	1	515					

※プール用料金の廃止(平成18年4月1日)

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m<sup>3</sup>につき)

改定日	種別	基本水量		料金		超過料金 (円/m <sup>3</sup> )		超過料金を超える部分
		m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	
平成 19.3.1	一般用	10	1,300	10mを超え 30mまでの部分	190	30mを超え 60mまでの部分	240	80mを超え 100mまでの部分
		195	280円	85mを超え 80mまでの部分	220円	155mを超え 100mまでの部分	250円	300m <sup>3</sup> を超える部分
		280円	(大和地区) 80m <sup>3</sup> を超え85m未滿の部分	30mを超え 60mまでの部分	60mを超え 80mまでの部分	80mを超え 100mまでの部分	100mを超え 300mまでの部分	300m <sup>3</sup> を超える部分
		220円	240	280	300	200		
	工場用	10	1,300	10mを超え 30mまでの部分	190	30mを超え 60mまでの部分	240	80mを超え 100mまでの部分
	湯屋用*	1	135					
	福祉用	1	95					
	臨時給水用	1	515					

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものを使用するものをいう。

旧久保田町

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

改定日	種別	基本水量 ㎡	料金 円	超過料金 (円/㎡)		
				8㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 50㎡までの部分	50㎡を超える部分
-	一般用	8	1,300	227	283	308
	プール用	8	1,300	227	283	308
	臨時用	8	4,800	400	400	400
	福祉用	8	1,300	280	300	300
	消火栓用			訓練用 1栓 1回10分 1,500円		

※消火栓用については、企業長が必要ないと認めるときは、料金を免除することができる。

【旧簡易水道事業】

大和簡易水道事業・飲料水供給施設

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m<sup>3</sup>につき)

種別	一般用			官庁用			学校用(保育園含む)		
	基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金
改定日	m <sup>3</sup>	円	9m <sup>3</sup> を超え 14m <sup>3</sup> までの 部分	m <sup>3</sup>	円	1m <sup>3</sup> を超え 10m <sup>3</sup> までの 部分	m <sup>3</sup>	円	1m <sup>3</sup> につき 61m <sup>3</sup> を超え る部分
平成 10.12.24	10	1,175	15m <sup>3</sup> を超え 34m <sup>3</sup> までの 部分	20	1,875	140	100	7,475	140
12. 5.1	8	1,100	150	20	2,000	150	100	8,625	170
16. 5.1	8	1,100	180	20	2,000	190	100	8,625	220

種別	一般用			官庁用			学校用(保育園含む)		
	基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金
改定日	m <sup>3</sup>	円	10m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> までの 部分	m <sup>3</sup>	円	60m <sup>3</sup> を超え 80m <sup>3</sup> までの 部分	m <sup>3</sup>	円	85m <sup>3</sup> を超える部分
平成 18.4.1	10	1,300	190	195	240	280	85m <sup>3</sup> を超える部分	220	300m <sup>3</sup> を超える部分
			10m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> までの 部分			80m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの 部分			300m <sup>3</sup> を超える部分
			190			280			96

種別	一般用			官庁用			学校用(保育園含む)		
	基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金
改定日	m <sup>3</sup>	円	10m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> までの 部分	m <sup>3</sup>	円	60m <sup>3</sup> を超え 80m <sup>3</sup> までの 部分	m <sup>3</sup>	円	85m <sup>3</sup> を超える部分
平成 19.3.1	10	1,300	190	195	240	280	85m <sup>3</sup> を超える部分	220	3,000m <sup>3</sup> を超える部分
			10m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> までの 部分			80m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの 部分			300m <sup>3</sup> を超える部分
			190			280			96

富士南部簡易水道事業

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m<sup>3</sup>につき)

種別	一般用		
	基本水量	料金	超過料金
改定日	m <sup>3</sup>	円	9m <sup>3</sup> を超え 25m <sup>3</sup> までの 部分
平成 16. 4.1	8	1,000	80
			90
			100

# 【水道事業】

## 現行

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m<sup>3</sup>につき)

改定日	種別	基本水量	料金	超過料金 (円/m <sup>3</sup> )				
				10m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> までの部分	30m <sup>3</sup> を超え 60m <sup>3</sup> までの部分	60m <sup>3</sup> を超え 80m <sup>3</sup> までの部分	80m <sup>3</sup> を超え 3,000m <sup>3</sup> までの部分	3,000m <sup>3</sup> を超える部分
平成 23.4.1	一般用	m <sup>3</sup> 10	円 1,300	190	195	240	270	200
				※上表からの読み替え (富士南部簡易水道) ◎経過措置				
	工場用	m <sup>3</sup> 10	円 1,300	10m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> までの部分	30m <sup>3</sup> を超え 60m <sup>3</sup> までの部分	60m <sup>3</sup> を超え 80m <sup>3</sup> までの部分	80m <sup>3</sup> を超え 300m <sup>3</sup> までの部分	300m <sup>3</sup> を超える部分
				190	195	240	270	96
湯屋用*	1	135						
福祉用	1	95						
臨時給水用	1	515						

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものを使用するものをいう。

## 2 協定水量と用水単価の経緯

### (1) 佐賀東部水道企業団

(消費税抜き)

年	協定(契約)水量		計画受水量	用水料金	受水費
昭和59～62年度	責任水量制	佐賀地区： 40,600m <sup>3</sup> /日	—	31円/m <sup>3</sup> (未供給地区)	459,389千円
昭和63～平成3年度		佐賀地区： 42,890m <sup>3</sup> /日		44円/m <sup>3</sup> (供給地区)	652,036千円
平成4～7年度	協定水量制	佐賀地区： 39,130m <sup>3</sup> /日	佐賀地区： 23,000m <sup>3</sup> /日	基本料金： 62円/m <sup>3</sup> 使用料金： 24円/m <sup>3</sup>	1,172,081千円
平成8年度		佐賀地区： 34,950m <sup>3</sup> /日		基本料金： 72円/m <sup>3</sup> 使用料金： 34円/m <sup>3</sup>	
平成9～10年度	協定水量制	佐賀地区： 31,350m <sup>3</sup> /日	佐賀地区： 21,000m <sup>3</sup> /日	基本料金： 80円/m <sup>3</sup> 使用料金： 35円/m <sup>3</sup>	1,314,365千円
平成11～13年度		佐賀地区： 30,610m <sup>3</sup> /日		基本料金： 80円/m <sup>3</sup> 使用料金： 35円/m <sup>3</sup>	
平成14～16年度	変更協定水量制	佐賀地区： 35,453m <sup>3</sup> /日	佐賀地区： 20,000m <sup>3</sup> /日	基本料金： 82円/m <sup>3</sup> 使用料金： 36円/m <sup>3</sup>	1,178,957千円
平成17年4月～平成17年9月		佐賀地区： 35,453m <sup>3</sup> /日		基本料金： 71円/m <sup>3</sup> 使用料金： 33円/m <sup>3</sup>	
平成17年10月～平成20年3月	変更協定水量制	佐賀地区： 34,778m <sup>3</sup> /日	佐賀地区： 20,000m <sup>3</sup> /日	基本料金： 71円/m <sup>3</sup> 使用料金： 33円/m <sup>3</sup>	平成17年度： 667,358千円 平成18年度： 1,358,218千円 平成19年度： 1,363,542千円
平成20年4月～平成23年3月		諸富地区： 6,052m <sup>3</sup> /日		諸富地区： 3,543m <sup>3</sup> /日	基本料金： 65円/m <sup>3</sup> 使用料金： 30円/m <sup>3</sup>
平成23年4月～平成26年3月	変更協定水量制	佐賀地区： 34,187m <sup>3</sup> /日	佐賀地区： 20,000m <sup>3</sup> /日	基本料金： 60円/m <sup>3</sup> 使用料金： 29円/m <sup>3</sup>	1,127,322千円 1,126,356千円 1,125,080千円
平成26年4月～平成29年3月		諸富地区： 5,960m <sup>3</sup> /日		諸富地区： 3,483m <sup>3</sup> /日	
平成29年4月～令和2年3月	変更協定水量制	佐賀地区： 33,716m <sup>3</sup> /日	佐賀地区： 20,000m <sup>3</sup> /日	基本料金： 50円/m <sup>3</sup> 使用料金： 28円/m <sup>3</sup>	966,856千円 965,158千円 968,286千円
平成29年4月～令和2年3月		諸富地区： 5,819m <sup>3</sup> /日		諸富地区： 3,252m <sup>3</sup> /日	



年	協定水量	計画受水量	用水料金	受水費
令和2年4月～ 令和5年3月	変更 協定水量制	佐賀地区： 34,191m <sup>3</sup> /日 諸富地区： 5,789m <sup>3</sup> /日	基本料金： 50円/m <sup>3</sup> 使用料金： 28円/m <sup>3</sup>	令和2年度： 970,823千円 令和3年度： 969,949千円 令和4年度： 967,775千円

(注) 佐賀地区の受水量は年間計画の受水量であり、諸富地区の受水量は、実際の年間使用水量とは異なる数値

## (2) 佐賀西部広域水道企業団

(消費税抜き)

年	協定水量	計画受水量	用水料金	受水費
令和2年4月～ 令和4年3月	協定水量制	久保田地区： 2,814m <sup>3</sup> /日 (*契約水量)	基本料金： 62円/m <sup>3</sup> 使用料金： 10円/m <sup>3</sup>	令和2年度： 66,708千円 令和3年度： 65,944千円
	協定水量制	久保田地区： 2,559m <sup>3</sup> /日 (*算定水量)	基本料金： 58円/m <sup>3</sup> 使用料金： 12円/m <sup>3</sup>	令和4年度： 66,914千円 令和5年度： - 令和6年度： -

(注) 令和2年4月～令和4年3月の契約水量は佐賀西部広域水道企業団の施設計画上の水量であり、協定水量は2,559m<sup>3</sup>/日

(注) 令和4年度の協定水量は2,559m<sup>3</sup>/日、令和5年度からは2,814m<sup>3</sup>/日で、令和4年4月～令和7年3月の算定期間中での変更となる。

そのため、令和5年4月～令和7年3月の協定水量は、3年間の協定水量の平均である「算定水量」(2,729m<sup>3</sup>/日)が用いられる。

(注) 計画受水量は年間計画の受水量であり、実際の年間使用水量とは異なる数値

### 3 広報活動

#### (1) 水道週間行事

6月1日から7日までの水道週間中、水道週間のスローガンである「生活も ウイルス予防も 蛇口から」に沿って、市内小・中学校に水道週間ポスターの配布を行いました。

毎年度実施していた「上下水道フェア」は、新型コロナウイルス感染防止の目的により中止となりましたが、コロナ禍においてもオンラインで浄水場施設見学が体験できるように、浄水場施設見学用動画を作成しました。

● 「水道水ってどうやって作るの？」編（約11分）



● 「ねえ知ってる？浄水場のこんなこと」編（約8分）



#### (2) 施設見学

令和4年度の見学者		神野浄水場	下水浄化センター
学 生	小 学 校 (引率者含む)	1, 6 7 5名	4 7 2名
	そ の 他	2 3名	1 4 1名
一 般		4名	2 7 6名
計		1, 7 0 2名	8 8 9名

#### (3) ホームページ

令和3年4月、上下水道局ホームページから電子申請手続き（転出・転入・口座振替等）を可能とし、またスマートフォンでの表示に対応するため、上下水道局ホームページをリニューアルしました。

#### (4) 出前講座

水道水の安全性やおいしさを直接市民にPRし、水道を身近なものに感じていただけるよう、職員が出向いて水道の仕組み、水道水の安全性、家庭でできるおいしい水の飲み方などを分かりやすく説明する水道出前講座を実施しました。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によって上半期の実施回数が減少しました。

#### 【実施状況】

実施数	開催会場数	参加人数
6回	6会場	88名

(5) 広報誌「上下水道だより」

水道水のおいしさや安全性をPRし水道を身近なものと感じていただくため、また、下水道に関するさまざまな情報を発信するため、広報誌を定期発行しています。

〈2022 夏号（表紙）〉



〈2023 春号（表紙）〉



(6) 市報等での広報

上下水道に関するお知らせやお願いを、市報等を通じて周知を図りました。

(7) その他の広報

①ラッピングバス（佐賀市営バス）による広報

平成22年5月、非常用のボトル水「水とっと」の製造開始をPRするためのスポット広告としてスタートしました。

平成26年度からは、車両の片面を「飲んでみらんね佐賀ん水」と水道水をPRし、もう片面を「バイオマス産業都市」PR用として、車体全体を使ったラッピングバスとして実施しました。



令和3年10月には、ラッピング自体のひび割れが目立ち始めたことから、水道については「水」をビジュアルで意識してもらえるように、また下水道については、循環型下水道をイメージした新たなラッピングバスを制作しました。ほぼ市内全域を年間通して走っていることから、水道・下水道のPRとして、大変有効な手段となっています。



### ②佐賀市立野球場への広告掲載

平成23年6月、佐賀市立野球場内壁ラバーフェンス（右中間）に「安全安心 おいしい水道水」の広告掲載をスタートしました。

経年劣化が進んでいた令和3年6月には、新型コロナウイルスの感染症対策として改めて注目されている手洗い（うがい）を奨励し、また野球場での広告であることも踏まえた広告コピー「手洗いは健康のファインプレー」に一新しました。



### ③佐賀市立図書館への給水スポットの設置

令和4年6月、佐賀市立図書館にボトルフィラー型給水スポット「うるおすぽっと」を設置し、装置の背面に佐賀市の水道水と佐賀市立図書館をPRするデザインを施しました。おいしい水道水の提供とあわせて、水分補給による熱中症対策、マイボトルの利用促進でプラスチック製品の使用抑制に貢献します。



# 4 神野浄水場及び神野第2浄水場水処理フロ一図



